ホ　部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　1時間700円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間827円」を「１時間834円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間795円」を「１時間802円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間801円」を「１時間809円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間761円」を「１時間769円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間784円」を「１時間790円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間825円」を「１時間831円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間780円」を「１時間787円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間719円」を「１時間725円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月30日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間678円」を「１時間681円」に改める。

# 公　告

## 諮　詢　庁

### 適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成24年11月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　商法第535条に基づく匿名組合の業務執行組合員等である

名称　都市再開発インベストメント合同会社

住所　東京都中央区日本橋一丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング

⑵　ポール・キャピタル・ピーシーティーエス・ホールディングス・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ポール・キャピタル・ファンド・マネジメント・エルエルシー

住所　アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン市、オレンジ・ストリート1209

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　ＭＵＳプリンシパル・インベストメンツ株式会社

住所　東京都文京区目白台三丁目29番20号

⑵　名称　学校法人松山大学

住所　愛媛県松山市文京町４番地２

⑶　名称　株式会社ＡＳＫ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ　ＣＥＮＴＥＲ

住所　大阪府大阪市中央区鎗屋町一丁目１番３号

⑷　名称　株式会社Ｌ＆Ｓホールディングス

住所　東京都中央区東日本橋二丁目19番10―405号

⑸　名称　株式会社経営共創基盤

住所　東京都千代田区神田練塀町３番地富士ソフトビル13階